

青 警 本 総 第 2 4 号
平成29年5月26日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（平成29年5月青森県公安委員会規則第7号）が別添のとおり制定され、公布の日から施行されることとなった。

制定の理由及び主な内容については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

緊急時の権限行使を見直し制定したもの。

2 制定の主な内容

災害その他非常事態の発生により他の委員の意見を求めることができないときは、委員長又は委員の1人が委員会の権限を行うことができることとした。

担当：総務課公安委員会係

青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十六日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会運営規則（平成十三年三月青森県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（緊急時の権限行使）

第六条 委員長は、緊急の必要がある場合において、会議を開催することができないときは、第二条第一項の規定にかかわらず、会議以外の方法で委員の意見を求め、過半数の同意で委員会の権限を行うことができる。ただし、災害その他非常事態の発生により他の委員の意見を求めることができないときは、委員長又は委員の一人が委員会の権限を行うことができる。

2 前項ただし書の規定により権限を行った委員長又は委員は、次の会議においてその旨を報告し、承認を求めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。